

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="495 269 741 296">第1編 国税通則法関係</p> <p data-bbox="517 344 748 371">第2章 再調査の請求</p> <p data-bbox="143 419 589 446">第81条 ((再調査の請求書の記載事項等)関係)</p> <p data-bbox="154 456 293 483">(補正の方法)</p> <p data-bbox="143 496 1093 635">81-9 補正は、原則として既に提出されている再調査の請求書とは別の書面をもって行わせるものとするが、再調査の請求人が出頭して補正する場合には、法第81条第4項((補正事項についての陳述の録取))の規定による録取の方法に代えて、再調査の請求書そのものを補正させても差し支えない。</p> <p data-bbox="188 644 1093 708">(注) 再調査の請求書そのものを補正させるときは、補正の箇所に再調査の請求人の署名を求め等その事績を明らかにしておくものとする。</p>	<p data-bbox="1496 269 1742 296">第1編 国税通則法関係</p> <p data-bbox="1518 344 1749 371">第2章 再調査の請求</p> <p data-bbox="1151 419 1597 446">第81条 ((再調査の請求書の記載事項等)関係)</p> <p data-bbox="1162 456 1301 483">(補正の方法)</p> <p data-bbox="1151 496 2101 635">81-9 補正は、原則として既に提出されている再調査の請求書とは別の書面をもって行わせるものとするが、再調査の請求人が出頭して補正する場合には、法第81条第4項((補正事項についての陳述の録取))の規定による録取の方法に代えて、再調査の請求書そのものを補正させても差し支えない。</p> <p data-bbox="1196 644 2101 708">(注) 再調査の請求書そのものを補正させるときは、補正の箇所に再調査の請求人の押印を求め等その事績を明らかにしておくものとする。</p>